

## 阿賀野市告示第134号

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年6月16日

阿賀野市長 加藤博幸

## 阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱（令和3年阿賀野市告示第96号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「令和7年1月1日から令和8年2月27日まで」を「令和8年1月1日から令和9年2月26日まで」に改め、「提出し、受理」を「提出した、又は受理」に改める。

第3条第1項第2号中「令和6年分」を「令和7年分」に、「令和5年分」を「令和6年分」に改め、同項第3号中「提出し、受理」を「提出した、又は受理」に改め、同項に次の1号を加える。

（7） 夫婦の双方が、次に掲げるいずれかの講座等を交付決定年度内に実施したこと。

ア ライフデザイン支援講座（乳幼児とふれあう体験や子育て世帯との意見交換を含む。）の受講

イ プレコンセプションケアに関する講座の受講

ウ 医療機関への妊娠・出産に関する相談

エ 共家事・共育て講座（男性の家事・育児参画のための講座を含む。）の受講

第4条第1項中「令和7年4月1日から令和8年2月27日まで」を「令和8年4月1日から令和9年2月26日まで」に改める。

第6条中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 第3条第1項第7号に定める講座等を受講した、又は実施したことが確認できる書類

第12条中「この要綱の規定に違反したとき又は提出書類に虚偽の記載をした」を「次の各号のいずれかに該当する」に改め、同項に次のただし書及び各号を加える。

ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があるものと市長が認めるときは、この限りでない。

（1） この告示の規定に違反した場合又は提出書類に虚偽の記載をした場合

（2） 補助金の交付日から2年未満で当市から転出した場合

第1号様式を次のように改める。



**(8) 交付申請額**

上限額： 30万円    60万円

※(6)と上記☐項目の金額と比較し、  
少ない方の金額を記入

円  
(1,000円未満切り捨て)

**3 添付書類（本申請に添付する書類に☑を記入）**

- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し【必須】
- 夫婦の住民票の写し【必須】
- 夫婦の所得証明書【必須】
- 夫婦の納税証明書【必須】
- 同意書兼誓約書（第2号様式）【必須】
- 講座等を受講した又は実施したことが確認できるもの【必須】
- 貸与型奨学金の返済額が確認できるもの【該当する場合】
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書の写し【住宅を取得した場合】
- 住宅のリフォームの内訳が確認できる見積書等の写し【住宅をリフォームした場合】
- ローン契約書等の写し及びローン払いの内訳が確認できる返済予定表の写し  
【ローン契約により住宅を購入、新築またはリフォームした場合】
- 住宅の賃貸借契約書の写し【住宅を賃貸した場合】
- 引越費用に係る見積書その他引越費用が確認できるもの【引越費用がある場合】
- その他市長が必要と認めるもの

---

【市処理欄】※この欄は記入しないでください。

申請区分     新規

継続

補助上限額     30万円    前年度支給済額    \_\_\_\_\_円

60万円    前年度支給済額    \_\_\_\_\_円

第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

**同意書兼誓約書**  
(阿賀野市結婚新生活支援事業補助金申請用)

次の各事項について同意及び誓約します。

※各欄に✓を記入

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	同意・誓約事項
		本補助金の交付等に必要範囲において、申請者及び配偶者の婚姻届又は戸籍、住民票、所得及び市区町村税の納付状況、貸与型奨学金の返済を行っている場合に、市が関係機関へ照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付に必要な範囲において、住居費及び引越しに係る内容等について、市が関係事業者へ照会を行うことに同意します。
		本補助金の交付日から <u>2年以上継続して</u> 阿賀野市内に居住します。
		現在、全ての市区町村税について滞納はありません。（転入前の税も含む）
		阿賀野市暴力団排除条例に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しておらず、また、自らが暴力団員ではありません。
		次に掲げる講座等のいずれかを実施しました。 <input type="checkbox"/> ライフデザイン支援講座の受講 <input type="checkbox"/> プレコンセプションケアに関する講座の受講 <input type="checkbox"/> 医療機関への妊娠・出産に関する相談 <input type="checkbox"/> 共家事・子育て講座の受講
		本補助金の申請において、次に掲げる市の補助事業による補助を受けていません。 ・虹の架け橋住宅取得支援事業 ・住宅リフォーム支援事業 ・空き家リフォーム支援事業
		次の事項に該当する場合、本補助金を返還することについて同意します。 ・阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定に違反したとき又は提出書類に虚偽の記載をした場合 ・補助金の申請日から2年未満で阿賀野市から転出した場合
		※該当者のみチェック：賃借費について補助金の申請を行う場合 賃借に係る費用について、申請する賃料等の支払日以前から無職であったため、住宅手当の支給を受けていません。 (夫) 勤務先： 退職日： 年 月 日 (妻) 勤務先： 退職日： 年 月 日
		※該当者のみチェック：賃借費について補助金の申請を行う場合 賃借に係る費用について、自営業のため住宅手当の支給を受けていません。

		※その他誓約について指示を受けた場合記入
--	--	----------------------

**【署名欄】**

年 月 日

申請者及び 阿賀野市  
配偶者の住所

---

申請者氏名 (自署)

---

配偶者氏名 (自署)

---

## 附 則

この告示は、令和8年6月16日から施行し、改正後の阿賀野市結婚新生活支援補助金交付要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。